

平成 29 年度 第 2 回静岡市生涯学習審議会（第 5 期第 2 回） 会議録

1. 日時 平成 29 年 11 月 24 日（金） 午後 1 時から午後 3 時まで
2. 会場 葵消防署 5 階 53 会議室
3. 出席者
  - 【委員】 14 名  
猿田会長、弓削副会長、田井委員、渋江委員、的場委員、大橋委員、  
中村昭夫委員、中村和光委員、雨宮委員、植田委員、狩野委員、  
坂本委員、佐藤委員、橋本委員
  - 【傍聴者】 4 名
  - 【事務局】 大川市民局次長、川東生涯学習推進課長、坂田参事兼課長補佐、  
織部参事兼施設管理係長、島田主幹兼人づくり事業推進係長、降矢経理係長、  
榎本主任主事、野村主任主事、竹澤主任主事、大瀧主事
4. 欠席者 1 名（前林委員）
5. 議事
  - （1）生涯学習施設の利用方法の見直しについて
    - ① 前回の議事内容等についての補足事項等
    - ② 検討課題の整理
    - ③ 利用団体の認定区分について
    - ④ 利用申請開始日と料金体系について
  - （2）生涯学習推進大綱前期推進計画の進捗状況について
6. 報告事項  
「静岡市生涯施設の配置適正化方針」に係るパブリックコメントの実施結果及び方針の策定  
について
7. 会議内容  
下記のとおり

---

**事務局**

<議事（1）①について事務局より説明>

**猿田会長**

前回の審議会で出された質問について、資料をお出しいただき、ありがとうございました。  
皆様から、さらに疑問や質問がありましたら、お出しいただきたいと思います。前回のお尋ね  
いただいた件について正確に回答ができているか、その他お気づきの点がございましたらお願い  
いたします。

（委員からの発言なし）

それでは審議の中で疑問、質問がありましたらその都度お出しください。  
では、議事の1の②以降の説明をお願いいたします。

**事務局**

<議事(1)②、③、④について事務局より説明>

**猿田会長**

ありがとうございました。一括でご説明がございました。前回の審議会に出ていたものを今回参考資料として示しているのが、事務局の方針の内容になっているのかと思います。議題の項目ごとに分類して示していただきました。説明の中で疑問点がございましたらお願いします。そのあとにご意見をお願いします。

**狩野委員**

資料4の利用団体の認定区分、利用申請開始日、利用体制の案については賛成です。

ただ、無料の場合、団体によっては予約をしても使用しないケースがあると以前、事務局の方がおっしゃっていましたが、事務局案では地区公益活動団体は料金が無料となっています。無料とすると予約をしても使用しないケースがあるかと思いますが、どのような防止策を考えていますか？

また、利用申請開始日のところで前年度12月を6か月前とされたのはよい案だと思いますが、3か月前くらいでも良いのかと考えています。あとは賛成と考えています。

**猿田会長**

ありがとうございます。事務局よりお答えいただけたらお願いいたします。

**事務局**

新しく設定する『地区公益活動団体』は、毎月定例的に会議を行うような活動をしていますので、直前に変更になるようなケースがあるとは聞いておりません。予約して使用しないというケースはあまり無い団体かと予想されます。

現在、防止策は具体的には考えておりませんが、清水、静岡の現場と相談しながら、必要とあれば、対策を考えていきたいと思っております。

**狩野委員**

ご説明ありがとうございました。私が申し上げた根拠は、無料であるがゆえに利用がおざなりになってしまう、部屋の予約をされてもしっかりとした利用がされない。また、これまでの施設利用者が恒常的に部屋を取ってしまうがために、新規の利用者を締め出してしまっているという問題も生じていると。こういった内容の以前の議事録を読んで、これらの点については防止策を

考えていただければと考えました。ご説明ありがとうございました。

#### 生涯学習推進課長

前回ご説明した内容を補足させていただきます。

交流館では継続的な活動をして認められた場合には9条団体として利用が無料になる制度があります。その他、利用無料の団体には自治会の活動もありますが、無料だから使われないといったケースは自治会よりも、生涯学習団体でのケースです。清水区の交流館を運営している運営協議会からも問題視する声が上がっておりまして、一元化すべきという理由の一つになっております。制度を一つにして一元化していくことで施設利用が適正化されるのではないかと考えています。

#### 狩野委員

ご説明ありがとうございました。理解できました。地区公益活動団体ではそういったケースはあまりないということで了解させていただきます。

#### 佐藤委員

市民一般から考えれば、静岡でも清水でも同じ施設であれば制度を統一するのが当然なのかと思う。私が周りの人に静岡と清水で違うという話をすると、皆さん違うということ自体を知らなくて随分驚かれました。

それから、資料4で変更前の現公共団体を点線で分けていて、NPO法人、スポーツ少年団を変更後の(仮称)利用認定団体としているが、考え方を説明していただきたい。資料6では利用認定団体が半額となっているが、地区公益活動団体は無料となっているので困惑するのかと。

#### 事務局

現公共的団体を2つに分けるのには理由があります。

一つ目は生涯学習施設適正化方針の中でも謳っていることですが、静岡市としては生涯学習施設をまちづくり活動の場として機能を高めていこうとしています。まちづくりの観点から、自治会等からお金を取り、生涯学習団体と一緒にすると利用が阻害されてしまうのではないかと、といった考えがあります。

二つ目は公共的団体の中には生涯学習活動をメインとして行っている団体が多くあります。できるだけ生涯学習団体と近い団体は区分を一緒にしていき、地域性のものとそうでないものにかけていきたいと思っております。

#### 中村委員

佐藤さんと同じような疑問を持っています。私は利用形態が一緒なら料金形態等は同じであるべきだと思う。利用認定団体にするのか地区公益活動団体にするかですが、老人クラブをとって

みても地区の防災で集まって活動している場合と、親睦を深めるためのダンスをする場合があっても、団体が同じなら内容が違って同じになってしまう。

子ども会が公益活動団体で、スポーツ少年団が利用認定団体というのも理解できない。子ども会の活動内容は公益性があるものもあるが、通常は遠足に行ったり、バス旅行に行ったりしている。公益活動団体と認めたとしても、利用形態によっては変えるべきだと思う。団体が公益活動団体と認められたら、何をしても無料というのはおかしい。利用認定団体が地域のためのボランティア活動をしたとしてもお金を取られるのか、と考えると、団体を分けるのは必要だと思うが、活動内容によっては認定団体と同じ扱いになると明記する必要があると思います。

でないと団体が隠れ蓑になってしまう。線引きを厳密にしてほしいと思います。

#### 猿田会長

ありがとうございます。今のお話は、事務局案は団体の特性で分けているが、活動内容まで目を配り利用規定を細かくすべきではという趣旨でした。

私の理解では地域社会には様々な団体が所在していて、コミュニティをベースとした団体と機能別の活動集団がある。そこに大きな線を引いているのが今回の事務局の整理ではないかと思います。活動レベルにまで目を向けると複雑な制度設定になってしまうという問題もあります。

#### 雨宮委員

昨年から参加させていただいています。手をあげさせていただいたのは、清水の利用団体として、実際はどうしているかお答えしたいと思ったからです。

スポーツ少年団のお話がありましたが、私も NPO として活動していますが、自治会と事業を行う際は自治会と共催というかたちでやらせていただいている。このような場合は無料で、NPO 単体の事業の場合は有料で利用させていただいています。

スポーツ少年団などは体育施設を利用する場合があります。交流館は無料ですが体育施設は電気料としてお金をいただく場合がありますので、利用検討委員会の中でも申し上げたことですが、そのあたりは一元化してほしいと思います。

他のところと違うのは自治会の運営方法だと思う。清水区に関して言えば、個人の趣味で動くというわけではなく地区のために活動する場合もある。敬老会、成人式、防災などや定例会として使うときは自治会として使います。まちづくりとして地区全体を対象にした豆まきなどは自治会ですが、予約しようとするとも9条団体で仮押さえ(※)があつたりする。

自治会は年間の行事に基づいているので、よほどのことがなければ利用を中止することはない。無料であるために安易に予約し、利用しなくなるということは私の地区ではありません。

問題はやはり9条団体かと思います。利用団体として仮押さえができるので9条の方が問題となってくる。9条団体が1年前に仮予約を取っていて、自治会は総会で決定されないと場所が決まらないので、9条団体に先に部屋を押さえられていて利用ができないことが多い。自治会でも空いているところしか使えないのが現実です。

こちらの案は賛成で、料金も支払うべきだと思います。意識の改革が清水は足りないと思います。無料となると、冷暖房にしても設定温度より下げたり、上げたりして利用しようとする。無料で使えることを「税金を払っているのだから」と簡単に口にする団体もあるので、センターと統一した方がいい。ただ自治会の考え方は清水と静岡は違うので理解していただきたいと思います。

(※事務局注 清水区の交流館においては、9条団体については利用のする前年度の2月頃に次年度の事業計画に基づき、各館ごと予約の調整、仮押さえを行っている。)

#### 猿田委員

ありがとうございます。実情の一端をお話いただきました。

#### 生涯学習推進課長

中村委員にお話しいただいた利用の仕方によって利用団体を整理すべきというご意見は利用検討委員会でも出ておりましたし、懸念されるどころです。資料5の右下に補足説明があります。地区公益活動団体を18団体上げていますが、これらの団体については、毎年事業計画を提出することにより計画に掲載された活動については無料とします。判断基準としては、地域を基盤としているか、地区住民を構成員としているか、公益的活動があるか。一件ごとは難しいですが、内容と照らし合わせて無料にするか審査し行いたいと思っております。

#### 猿田委員

ありがとうございます。

#### 大橋委員

確認させてください。今のお話ですと1から18も『※「その他市長が認める団体」は次の基準に該当する団体とする。』という部分を適用するということですか。1から18は毎年、事業計画を提出してもらい、事業計画に記載した活動については無料とするというところだけだと思っておりました。違うなら書き方を変えた方がいいのかと思います。

#### 生涯学習推進課長

説明が不十分で申し訳ございませんでした。18の団体は①から③について適合があるという上で選んでおります。その他市長が認める団体というときには、審査し追加を考えております。

#### 大橋委員

設定はわかりましたが、表現がわかりにくいので記載の仕方を変えた方がいいのかと思います。

#### 猿田会長

よろしく申し上げます。では、橋本委員お願いいたします。

#### 橋本委員

資料6を見て制度変更後、徴収額は増えるのか、減るのかが気になりました。

地区公益活動団体が無料になり、一方で生涯学習団体が料金を支払うことになることによって維持管理経費などに充てている公助額をそのまま保つ予定ということでしょうか。

利用者によっては、お金を今より多く払うことにより利益やサービスを多く受けることを求めてしまう方もいらっしゃるかと思いますし、無料となる方の中には、無料となったがために施設的环境が悪くなり、支援が少なくなるのではと不安になる方もいるのではないかと思います。

参考資料の2ページ下に「過去の経緯については、運用面でフォローをしてはどうか」とありますが、認定制度が変わることによる利用者の不安や疑問に対してのフォローも必要だと思いました。

#### 生涯学習推進課長

使用料については、26年度の使用実績をもとに制度変更後、今と同じくらいの使用状況で、という前提でどれくらい増減があるか試算しております。

資料2-3をご覧ください。一番上の表で左から2つ目に使用料収入の欄がございまして、清水区の交流館は21館あり26年度は4,155千円で、運営費に対する割合は1%です。制度変更後は同じ条件で試算しますと、38,855千円となり約35,000千円増える見込みです。

一方センターについては自治会関係が無料になり、その分が減りますので、42,912千円が制度変更後は42,444千円となり、約50万減になると試算しています。

ただし、あくまでこのままの利用が続いた場合なので、有料化に伴いまして利用回数の適正化が図られますと回数が減る、ということも想定されますので試算よりも収入が減ることも考えられます。

#### 猿田会長

具体的なお話をいただきました。制度を整えた時にどういった状況になるかシミュレーションしきれないかと思いますが、現在の見通しとしてお話いただきました。

#### 植田委員

以前メールで質問をしましたが、公共的団体を無料にすることはまちづくりの活動が活発にするのが目的だと思います。では制度を変えることで、どの程度まちづくりが活発になると想定されているのか。

それからもう一点、予約管理の方法について。予約の方法についてはそれぞれの指定管理者に任されていると思いますが、予約の仕方を統一してもっと簡易的にならないかなど。

私も施設を利用していますが、今は予約すると予定が変わってもキャンセルできないので…。そういった問題も含めて見直すということはないかなと。そのあたりをお伺いしたいです。

#### 生涯学習推進課長

静岡側のセンターの方の自治会の利用は、清水区の交流館側と比べると非常に少ないというのが現状です。静岡側は学習活動で利用する方がほとんどで自治会の利用は少ない。今回の事務局案は、こういった現状を変えていくための策でもあるのですが、ではどの程度自治会の利用率が上がるのかの見込みは出てはいません。

静岡の自治会利用が少ないのは、利用料金がかかるからというだけではなく、施設数も11館しかなくて、1つの施設で広い地域をカバーしているからという配置的な問題もあります。施設のハード面での話、生涯学習施設配置適正化方針を議論しているなかでは、地域コミュニティを進めていくためには、静岡のセンターを清水の交流館のようにきめ細かく配置すべきという議論ももちろんありましたが、現在の経済状況の中で施設数を増やすのは現実的ではない。ですから現状の施設を何とか維持しつつ、中長期的には学校や公共施設が空いたら活用していく、地域の自治会館等と連携して講座を行っていくというようなことも考えております。

現時点ではまずは料金を変えることで、センターに近いところにある自治会の利用の促進を図っていこうというところではあります。

#### 事務局

自治会の利用回数を参考に申し上げますと、26年度実績ですとセンターが461回、交流館は6,391回となっております。

#### 生涯学習推進課長

ご質問の予約取り消し等のIT化の件ですが、静岡と清水で予約管理の方法がまだ一つになっていません。静岡側も清水区の交流館も予約の空き情報はネットで見ることができます。

予約については、センターはネットで申し込みできますが、清水は窓口予約となっております。

また予約のキャンセルができないのは、資料3にも記載させていただきましたが、予約が安易にキャンセルできないことで、利用の適正化を図るという目的があります。その点ご理解いただければと思います。

#### 猿田会長

ありがとうございます。

#### 田井委員

基本的に事務局の提案には賛成です。その上で気になったことが二点あります。

一点目ですが、資料5にある地区公益活動団体として認定する団体(案)に認定にあたっては、

年間活動計画や関係者への聞き取りなどによりに市が認定するとありますが、チェック機能を簡略化すると言いますか、細かく見ていくと手間がかかって団体さんに負担がかかるので、ガイドラインをお示しして手続きの簡略化を図っていけばどうかと思いました。

もう一つは団体の区分の話になりますが、変更によって利用料金を払うことになる方に対してどのようなメッセージを伝えていくのか。

例えば名前としては「生涯学習交流館」なのにまちづくりが優先され、生涯学習団体の負担が増えるのはなぜか、まちづくりのためには他の施設も使えるのにまちづくりを優先させるのか、使用料はどこに活かされているのか、というような変更に伴うわだかまりが出てくるかもしれないのでフォローが必要になってくるかと思います。

#### 渋江委員

まず、複数の委員からも意見があった資料5についてですが、案では生涯学習団体に区分されているコーラスやカラオケのサークルなどにも、自治会のように地域を基盤としていたり、地域の活性化や元気に長生きをする効果もあつたりという場合もあります。こうした点でも、取り扱いが難しいとの感想を持ちました。

それから今回、「清水区生涯学習交流館のあり方を考える会」からの慎重審議を求める申し入れ書が配られました。とりわけ裏面の2段落目の内容に留意が必要かと思います。今回の資料2-1の過去の各種会議録を見まして、旧静岡市と旧清水市の成り立ちが異なるなかで、一つの市になってかなり経っているし、旧静岡と旧清水の利用方法の違いを均<sup>なら</sup>してほしいというニーズもあることはわかりました。今回制度を均した際に、変更内容について旧静岡と旧清水の「それぞれの良さ」をどのように生かしたのかという説明が必要であると思います。例えば、資料6に申請開始日、料金体系の変更前と後（案）が示されています。後者ではセンターについて、自治会が使いやすくなる変更がされています。この点について、もし旧清水の「良さ」に学んでの変更であるのならば、そういった説明があるとよいのではないのでしょうか。

また先程も意見が出ていましたが、前使っていた条件よりも悪くなってしまうことに対しては、どのようにフォローしていくのかということも重要になります。センターと交流館には、利用者の協議会があり会合を設けているとうかがいました。今回変更になることについて協議会で意見をもらう機会を設けることも必要ではないかと思います。

#### 猿田会長

大きく2点のご意見がありました。一つはそれぞれの良さをどのように生かしたのかということでしたが、そちらはどうでしょうか。

#### 生涯学習推進課長

一元化の中で地区公益活動団体を無料にしたのは、清水で交流館が自治会の活動場所として活かされているということが続けてもらい、また旧静岡側にもそういった流れを取り込んで地域コ

コミュニティを活発化させ、生涯学習施設を基盤として地域の活動を増やしてほしいという狙いがあります。

また利用者協議会での説明のお話がありましたが、団体認定につきましては例年この時期から来年度の優先使用や生涯学習認定を各館ごとに資料を配布して説明しています。今後、先ほどご提案があった協議会などのいろいろな機会を使って説明をしていくことを考えています。

#### 場的場委員

資料3の最後にアンケートを行うと記載がありますが、施設の利用者を対象にと計画をされていると思います。対象者の選び方にもよりますが、データを見ると清水区側の利用者の方が多い。今回の制度変更は清水区側の方にとっては痛みの伴う変更かと思うので、場合によっては「変更反対」の意見が多いかもしれない。そうなった時に、もう一度ふり出しに戻って議論をし直すのか、ということも考えておかなければならない。従ってアンケートの内容や対象者について検討をいただいて上で実施していただきたいと思うのと、原案で変更するにしても、いかに市民の方にご納得いただき、行政として説明責任を果たしていくか十分に考えておく必要がある。

制度の変更をすると住民、市民の方は改善の内容には反応を示さないが、自分たちにとって「痛い」というような場合には反応を示されるのではないかと思います。旧静岡と旧清水にそれぞれに制度があるが、それぞれの側にとって改善する場合と改悪というか、状況が厳しくなる場合があるということで、きっちり整理をする必要がある。

それから地区公益活動団体には毎年事業計画を提出してもらうということですが、事業計画は年間の計画なのですよ。案ですと、利用申請は6か月前なので、年間の申請を出して1年間の施設の予約ができるのではなく、切り離して考えると。利用する側からすると年間の計画を出すのなら予約もさせてよと思うはず。1年数か月前には予約ができるという方が、地区公益活動団体の予約については現状の案よりもメリットがあるのではと思う。また年間計画を出す際に一緒に予約も取れた方が受ける側も楽なのではないか思います。

それから最後ですが、過去の議事録等を読むと「会議に出て初めて制度の違いがわかった」というようなこともあります。これだけの制度の改正をするのであれば、広く市民の方にわかってもらった方がいいと思う。今後、広報に載せたり、各所に掲示をしたりすると思いますが、何かこう、もっといい方法はないかなと思う。例えばお金はかかりますが、特集を作ってテレビで流すとか…。市民の方が全員納得していただいて、はじめて静岡市が一つになった感というようなものが出てくるのではないかと。そういったところも是非検討してほしい、これは感想ですが。以上です。

#### 生涯学習推進課長

地区公益活動団体に事業計画を出していただく中で、今予約を6か月前からとしていることについてのご提案をいただきましたが、実は清水区の連合自治会長さんとお話をした際にも、6か月前ではなく従来通り前年12月にしてほしいというお話を伺っています。

その都度ではなく、1年間分の予約を取ることができるので手続きも簡略化されますし、明確ではないかと。新たにできる利用認定団体への影響も、前年12月でも6か月前でも変わらないというところから意見をいただいています。

#### 猿田委員

ありがとうございました。では中村昭夫委員、何かございますか。

#### 中村昭夫委員

今まで利用検討委員会から参加をしてきましたので、今回事務局からご提案していただいた内容について異論はありません。

今回の制度改革の主目的は、要は二つある制度を一元化することですよ、と。それから基本的に税金を使っていることですので、受益者に応分の負担をしていただくということがコンセプトだと最初に意見をいたしました。それに応じて制度変更がある場合、今日もいくつかご質問がありました。が、「どうしてこういう風になったんだ」という疑問がご利用される市民の方から出てくるのは当たり前で、そこをできる限り納得いくよう説明していくと、それが肝要ではないかと思えます。

現時点の案はできる限りのことはしているのかと思います。一点だけ特に思ったのが、無料になる方と半額になる方の違い、どうしてそうなるかという違いをもう少し明確にした方がいいのかと思う。無料にする認定する団体については基準があるが、資料5の右の①～③あたりに基準を挙げてはあるのですが、まだ具体性がないような気がする。ほかの方からも「どのように使うかによって違うのではないか」とご質問があったが、そこら辺を取り入れるのか、それともそこまで細かく言うときりがないので形式基準で、例えば参加される方が同じ市民であってもスポーツや趣味などで地域の特定の方が使う場合については半額にすると。それから参加する、しないはあるにしても、地域の子供たち全員に参加する資格があるような子ども会などの活動は無料ですよと…。今もそういった考えなのでしょうけれども、何かもっと説明の段階で明確にすると市民の方も「なるほどね」といった感じで腑に落ちるのではないかと思います。

#### 坂本委員

基本的には事務局案には賛成です。同じ活動をしていて8条、9条といった認定の違いで料金等が違うのは変えていくべきかなと思います。

あとは料金体系ですが、料金について会議室の㎡数で機械的に割り出すのではなくて、清水の交流館と静岡のセンターの駐車場や設備が違うので、そのあたりの内容を加味した上で清水を安くするなど優遇措置があってもいいかなと思います。煩雑になりすぎてもよくないですが、清水の方に感情的なしこりが残らないような解決策を講じてほしいと思います。

#### 猿田会長

ありがとうございました。一通りお話いただきました。受けた印象では十分な説明をする必要があると思いました。また市長からは、またこの議論の中でも、では制度を何時から変えるかという話はないのですが、仮に新制度に移行するとしたら、その段階で配慮すべきことはあるのかなと。例えば経過措置や負担が増えるところに関して新たな助成を設けるなど。活動に窮してしまって学びとまちづくりが衰退するのは本末転倒なので、基本的には受益者負担なんだけども、一元化が発展するような控除を考えていく必要があるかと思いました。

本日は時間をかけて進めてきましたが、本日いただいた意見は次回の答申案の検討の材料になると思いますし、新たなご意見も出てくるかと思しますので事務局にお伝えいただければと思います。

次の生涯学習推進大綱前期推進計画の進捗状況についてご説明をお願いします。

#### 事務局

<議事（2）について事務局より説明>

#### 猿田会長

ありがとうございました。実施率が非常に高かったということでございます。このような評価のあり方が良いのかは平成30年度が前期の区切りなので、審議会を中心に市民の方の意見を含めて評価をなさるといった計画だと思います。

推進計画の評価方法等は来年度協議の中心になる課題かと思しますので、28年度の評価の状況等について踏まえていきながら、今後こういった形で、市民目線でチェックをしていくかという点についてご検討いただければと思います。

時間があまりありませんが、他には何か。

#### 佐藤委員

私の中でも課題となっております、先ほど出ていたキャンセルの件はここで検討していただけるのでしょうか。そうした機会があるのでしょうか。

#### 猿田会長

私がお答えして良いかわかりませんが、市長から諮問を受けていることについては利用方法の見直しという大きなテーマなので、キャンセルという具体的なところまで踏み込んで検討する回数や時間はとれないかと。ただ、こちらで出た様々なご意見は議事録にも載りますし、事務局にご検討いただけるかと思います。この審議会では何か決定することはありませんが、ご理解いただければと思います。この点、事務局からは。

**生涯学習推進課長**

いただいた意見のほかにも生涯学習に関する要望・課題はたくさんあります。審議会の中では難しいかもしれませんが、直接意見をいただいて機会を作りたいと思います。

**猿田会長**

それでは審議事項をこれまでとさせていただきます。報告事項をお願いいたします。

**事務局**

<報告事項について事務局より説明>

**猿田会長**

ありがとうございました。1回目のときに方針案を資料の5-2として配布しているので、今回策定された方針についても皆様にもお分けいただければと思います。

本日はありがとうございました。では最後に副会長からお願いいたします。

**弓削副会長**

重要なお話で関心も高い内容なので私達の責任も感じるところです。これから考えていくときに、具体的な意見を出せる市民の立場を大事にしつつ、思いを汲んだ議論ができればと思います。生涯学習の施設の話については、事務局の意見が妥当というところですが、配慮すべき点も多々あるので、大事にして進めていかれたらと思います。

それから大綱についてですが、大綱でどこまで進んでいるかは責任を持って判断するのにこの事業で良いのか、予算規模から違うものを同じ事業としてカウントしていいのかは判断が難しいかと思います。評価の仕方についても今後検討ということでしたので、他都市でうまくやっているところがあれば参考にするなどして、より発展していける施設利用や仕組み作りにつながればと思います。

**猿田会長**

ありがとうございました。事務局にお返しいたします。